

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	地区計画等の区域内の建築物で、その配置が地盤面の上に定められた通路その他の公共空地等の地区施設等の下にある部分当該地区計画等の内容に適合し、敷地内に有効な空地がある建築物の高さ制限の特例認定	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の5の5第2項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>建築物の高さについては、総合設計制度（法第59条の2）の許可があり、国土交通省の準則によって一定の算定方法が示されているが、本件の認定については、詳細は示されていない状況である。別に、認定基準を定めるには、総合設計制度との区別化を図る必要があり、制度として遜色のない内容にする必要があるが、地区によって、有効な空地の扱いが異なることから、基準を設定するのは困難であり、現時点においては、総合設計制度に準じた内容で個別に認定を行うこととし、法律の規定他、開発整備促進区を定める地区計画制度の運用について（技術的助言）（平成18年11月30日国都計第106号・国住発第166号）の6. 特定行政庁の認定を準用する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	認定については、30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	